

3 海 軍

(1) FAC 6026 楚辺通信所 (Sobe Communication Site)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：読谷村（字波平、字座喜味、字上地）

(イ) 面積：535千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
読谷村	37	-	0	498	535

(ウ) 地主数：452人

(エ) 年間賃借料：354百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：補給事務所等、通信所等、倉庫等、電力室、警衛所、娯楽室、その他

工作物：アンテナ、保安柵、駐車場、水道、排水溝、貯水タンク、燃料タンク、外灯、電力設備、ソフトボール場、その他

(カ) 基地従業員：M L C 31人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：在沖米国防総省通信分遣隊、その他

ウ 沿革

昭和20年	軍事占領の継続として使用開始。
昭和28年 3月13日	楚辺方向探知東サイトが使用開始。
昭和45年 7月	施設管理権が空軍から陸軍へ移管。
昭和47年 5月15日	楚辺海軍通信補助施設及び楚辺方向探知東サイトが統合され、楚辺通信所として提供施設となる。
昭和50年 4月 4日	通信施設として、建物約50㎡及び工作物（給水設備等）を追加提供。
昭和56年 3月26日	通信施設として、建物約520㎡を追加提供。
昭和60年 2月 5日	污水处理施設として、工作物（浄化槽）を追加提供。
平成 7年 5月11日	日米合同委員会において、読谷補助飛行場の返還合意に関連し、本施設

のアンテナ及び隣接する読谷補助飛行場内に所在する同通信所の保守区域を既存の施設・区域内に移設すること等の方針を合意。

- 平成 8 年12月 2 日 日米安全保障協議委員会(S C C)は、沖縄に関する特別行動委員会(S A C O)最終報告を承認。
S A C O最終報告の内容
「アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する。」
- 平成11年 4 月27日 日米合同委員会において、アンテナ等の通信設備を含む通信システム、管理・運用施設、付帯施設をキャンプ・ハンセンに移設することを条件として、楚辺通信所を全部返還することで合意。
- 平成13年 7 月30日 日米合同委員会において、楚辺通信所の移設に係るキャンプ・ハンセン内の敷地造成工事を合意。
- 平成14年 3 月 1 日 日米合同委員会において、楚辺通信所の移設に係るキャンプ・ハンセン内の通信システム等(アンテナ及び関連機器)工事を合意。
- 平成14年10月 3 日 日米合同委員会において、楚辺通信所の移設に係るキャンプ・ハンセン内の管理・運用施設及び付帯施設工事を合意。

エ 使用主目的及び使用条件(5.15メモより)

使用主目的：通信所

使用条件：特に定められていない。

オ 施設の現状及び任務

この施設は「キャンプ・ハンザ」と呼ばれ、米海軍安全保障グループの管理下で、主に航空機や船舶、その他の軍事通信の傍受施設として使用されている。

この施設には、通称「象の檻」といわれる直系約200m、高さ28mの巨大な檻のようなケージ型アンテナがあり、それに囲まれた建物を中心に多数の棒状アンテナ群がとりまいている。アンテナの中心部にある建物では、移動中の航空機や船舶からの通信の傍受・分析が行われているといわれている。

なお、この施設においては、施設区域内の大半が黙認耕作地となっており、農業的利用が行われている。

また、この施設用地の一部については、防衛施設局との土地の契約を拒否した地主がいたため、国は駐留軍用地特措法に基づく当該土地の使用手続きを進めていたが、平成8年4月1日から使用権原がない状態が発生し、改正された駐留軍用地特措法の規定により、当該土地の暫定使用が平成9年4月25日から開始された。この取り扱いを不服とした当該拒否地主は、国を相手どり裁判所に訴えた。原告と国との激しい対立点は、国の不法占有期間の賠償責任についてであり、平成14年10月に下された福岡高等裁判所那覇支部の判決では、国の国家賠償責任を認定し賃料相当分の支払いを命じたものの、損失補償請求権、これに伴う損害賠償請求権はないとのことであった。これに対し、原告側は控訴審の判決を不服とし上告することを決めたが、国は上告しない方針を示した。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15

(イ) 地位協定第2条第4項(b)：なし

キ 施設周辺の状況

本施設及びその周辺地域一帯は、平坦な台地上の農業地域が中心となっている。

当該施設については、平成8年12月のS A C Oの最終報告において、「アンテナ施設及び関連支

援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する。」とされた。その後、平成11年4月に金武町が正式に受け入れを表明し、平成14年3月の日米合同委員会において、移設先のキャンプ・ハンセン内にアンテナ及び関連機器の通信システム工事の実施が合意された。

ク 返還後の跡地利用計画

読谷村においては、平成12年度に楚辺通信所の跡地利用構想を策定し、同構想について、平成13年4月に、楚辺通信所返還跡地利用地主会総会で決定がなされた。

(2) FAC 6028 天願棧橋 (Tengan Pier)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：具志川市（字昆布）

(イ) 面積：31千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
具志川市	15	-	-	16	31

(ウ) 地主数：9人

(エ) 年間賃借料：13百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理ビル、倉庫、哨舎

工作物：棧橋、保安柵、給排水施設、屋外集積場、投光照明、電力線、その他

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第505補給大隊、海軍、海兵隊、空軍

ウ 沿革

昭和20年 軍事占領と同時に、海兵隊基地として使用開始。

昭和25年 7月1日 棧橋部分を建設。

昭和38年 棧橋を拡張。

昭和46年 1月 毒ガスを積出し港湾として使用される（第1回目）。

昭和46年 8月31日 施設拡張のため米軍が接收した後、背後地（約69,000㎡）が関係地主等の強い反対に合い返還。

昭和47年 毒ガスを積出し港湾として使用される（第2回目）。

昭和47年 5月15日 提供施設・区域となる。

年月日不詳 施設管理権が海兵隊から海軍へ移管。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：港湾施設

使用条件： 水域は常時使用する。第1水域は合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限する。
第2水域においては、いかなる船舶も混雑によりやむを得ず接近する場合を除き、
停泊中又は係留中の合衆国軍隊船舶から100メートル以内に接近してはならない。
第2水域において網漁業は禁止される。

オ 施設の現状及び任務

本施設は、その西側を県道「沖縄石川線」と接しており、また、東側及び北側は海岸に面して東側から海側へ棧橋が延びた形となっている。

この施設は、最大2万トン級までの船舶が接岸できる棧橋があり、主に、空軍及び海兵隊の嘉手納弾薬庫への弾薬、武器類の搬入港湾として使用されている。

また、棧橋の沖合には「陸軍貯油施設に燃料を輸送するための送油ポイント」があり、タンカーによる油類の搬入港として使用されている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)：

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

本施設の周辺地域一帯は、主に農業的土地利用が行われている。

ク 返還後の跡地利用計画

具志川市においては、平成4年8月に、天願棧橋転用計画 - 「回廊夢棧橋」 - を策定した。当計画では、リゾート機能や海洋技術・資源等研究機能、海洋レジャーなどを有する案と、各地の主要地点を結ぶ細かな交通ネットワーク機能や海洋スポーツ、海洋医療等研究センターなどを有する案を提案している。いずれの案も、新しい具志川市の顔としてのウォーターフロントシティの創造を目指している。

(3) FAC 6032 キャンプ・シールドズ (Camp Shields)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：沖縄市（字知花、字登川）

(イ) 面積：701千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
沖縄市	26	0	1	674	701

(ウ) 地主数：261人

(エ) 年間賃借料：638百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：事務所等、劇場、倉庫、機械工場、食堂、歯科診療所、電話交換所、将校クラブ、家族住宅、隊舎等、警衛所、その他

工作物：保安柵、水道、下水道、駐車場、テニスコート、貯水タンク、電力設備、外灯、レクリエーション施設、その他

(カ) 基地従業員：84人（MLC 26人、IHA 58人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部、第18航空団第18任務支援群司令部

(イ) 使用部隊名：海軍機動建設大隊（MCB）、福利厚生事務所、その他

ウ 沿革

- 昭和25年7月1日 米陸軍の接收による使用開始。
- 昭和46年8月31日 沖縄返還協定了解覚書C表により、約603千㎡を返還。
- 昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。
- 昭和49年9月30日 県道26号東側の土地約78,000㎡を返還。
- 昭和52年1月27日 隊舎施設として、建物約180㎡と工作物（照明装置等）を追加提供。
- 昭和52年5月14日 暫定法適用の土地約2,700㎡を返還。
- 昭和53年3月31日 食堂として、建物約180㎡を追加提供。
- 昭和55年12月15日 暫定法適用の土地約11,000㎡を返還。
- 昭和56年12月3日 下水道として、工作物（下水道）を追加提供。

昭和58年 9月 8日 道路用地として、土地約1,080㎡を追加提供。
 昭和58年10月31日 農地等の土地約970㎡を返還。
 昭和60年 9月10日 住宅等として、建物約12,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
 昭和61年 2月 7日 住宅等として、建物約39,300㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
 昭和61年 4月 3日 体育館等として、建物約1,370㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
 昭和62年 3月31日 沖縄自動車道用地約17,000㎡を返還。
 平成元年 8月18日 運動施設として、工作物（雑工作物）を追加提供。
 平成 3年 9月12日 倉庫等として、建物約4,500㎡と工作物（貯槽等）を追加提供。
 平成 6年 3月10日 倉庫等として、建物約6,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
 平成 6年 6月30日 教育施設として、建物約960㎡と工作物（水道等）を追加提供。
 平成 7年 7月 5日 工場等として、建物約4,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
 平成10年 5月18日 消火ポンプ室等として、建物約40㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的： 宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 爆発物処理場の1回の爆発許容料は最大限1ポンド（454グラム）とする。その他、本施設及び区域に囲まれた提供されていない土地に出入りするため、地主及びその関係者が電力線のある区域を横切ることが認められること、並びに、本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍隊の活動を妨げないことを条件に地元民の通行が認められること等が合意されている。

オ 施設の現状及び任務

本施設は、沖縄市の北西部に位置し、西側は嘉手納弾薬庫地区と隣接している。

本施設には、海軍機動建設大隊が駐留し、各種修理工場、物資集積所、兵舎、倉庫等が設置されている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47.5.15
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
計 2人	2件	0千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

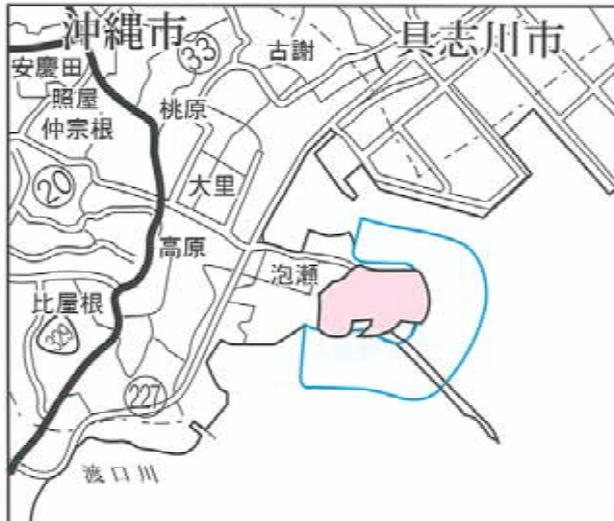
本施設は北西部が東南植物楽園と隣接し、東側には沖縄自動車道及び国道329号を挟んで旧「キャンプ・ヘーグ」があるほか、病院や集落がある。

なお、同施設の北側一帯の地域は、主に農地として利用されている。

ク 返還後の跡地利用計画

本施設の跡地利用についての具体的な計画は、これまでのところ策定されていない。

(4) FAC 6046 泡瀬通信施設 (Awase Communication Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：沖繩市（字泡瀬、字高原）

(イ) 面積：552千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
沖繩市	22	-	1	529	552

(ウ) 地主数：502人

(エ) 年間賃借料：596百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：事務所、倉庫、送信所、変電所、警衛所、娯楽室

工作物：アンテナ、発電装置、保安柵、水道、駐車場、排水溝、擁壁、防波堤、その他

(カ) 基地従業員：M L C 1人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部通信班

ウ 沿革

昭和20年	軍事占領と同時に当該地域の一部に飛行場を建設し、終戦時まで本土侵攻の前線基地として使用。
昭和25年頃	海軍及び空軍がそれぞれの通信施設を建設。
昭和42年	I C B M (大陸間弾道弾) 探知用のO T Hレーダーを設置。
昭和47年 5月15日	泡瀬通信補助施設と泡瀬海軍航空隊通信所が統合され、泡瀬通信施設として提供施設・区域となる。
昭和49年 7月31日	衆議院外務委員会で、O T Hレーダーの存在が初めて明らかにされる。
昭和50年 5月10日	O T Hレーダーの撤去作業開始。
昭和51年 3月31日	O T Hレーダー施設用地約1,014千㎡を返還。
昭和52年 3月31日	O T Hレーダー施設用地約780,000㎡を返還。
昭和58年 3月15日	旧O T Hレーダー施設用地約67,000㎡ (通信・電力線敷) を返還。

平成4年1月31日 通信線路として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。

平成11年11月4日 沖縄総合事務局が海浜リゾート等開発の埋立て水域として、378,000㎡を共同使用。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：通信所

使用条件： 第1水域は陸上施設の保安のため常時使用され、第2水域は船舶との通信の保安のため常時使用される。本施設・区域内にある出入路の地元住民による使用は、合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

オ 施設の現状及び任務

本施設は、沖縄市の南東部分の泡瀬半島の先端部に位置しており、西側を除く三方を海に面している。

施設内には4種類のアンテナと通信管理用の建物があり、第7艦隊との交信を目的とした通信業務が行われている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄市	配水管用地	1千㎡	昭47.5.15
	道路用地	8千㎡	昭47.5.15
西日本電信電話（株）	電信設備用地	1千㎡	昭47.5.15
沖縄県企業局	導水管用地	1千㎡	昭47.5.15
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
計 4人	5件	11千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

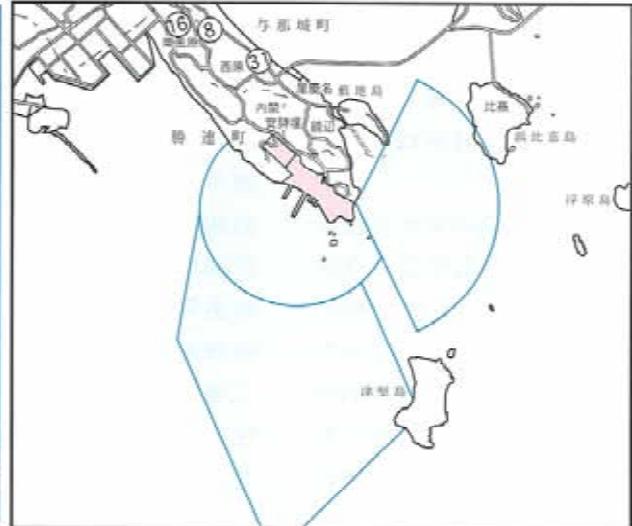
キ 施設周辺の状況

本施設は泡瀬漁港に近接しているほか、北側には中城湾港が位置している。また、本施設の西側境界一帯をはじめとする周辺地域は、近年、人口の増加が著しく、新興住宅地として急速に宅地化が進むとともに、国体会場となった県総合運動公園周辺はレクリエーション施設として整備されている。さらに、南側の海浜においては、中城湾港泡瀬地区開発事業（東部海浜開発事業）に基づき、海に開かれた国際交流リゾートや海洋性レクリエーション活動拠点等の形成を図るため、平成14年3月より埋め立て事業が実施されている。

ク 返還後の跡地利用計画

沖縄市は本施設の返還を要請しており、返還にあたっては、隣接地域との一体的な跡地利用を計画する予定である。

(5) FAC 6048 ホワイト・ビーチ地区 (White Beach Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：勝連町（字平敷屋）
与那城町（字饒辺）

(イ) 面積：1,568千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	212	0	13	1,342	1,568
与那城町	-	-	-	0	0
合計	212	0	13	1,343	1,568

(ウ) 地主数：895人

(エ) 年間賃借料：935百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理事務所、将校宿舍等、将校クラブ、倉庫等、修理工場、消防舎、売店、警衛所、ポンプ室、その他

工作物：A 棧橋（幅24m × 長さ850m）、B 棧橋（幅24m × 長さ450m）、保安柵、水道、汚水管、送油管、駐車場、ヘリパッド、防波堤、オイルタンク、その他

(カ) 基地従業員：102人（MLC 51人、IHA 51人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部、米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：第7艦隊第76機動部隊第1水陸両用部隊司令部、在沖米海軍艦隊活動司令部ホワイト・ビーチ事務所、米軍運輸管理部隊、米陸軍第505補給大隊、その他

ウ 沿革

昭和16年 旧日本軍が陸軍戦車部隊の駐屯地として使用。

昭和20年4月 軍事占領の継続として使用開始。

昭和47年5月15日 ホワイト・ビーチ港海軍施設、勝連半島陸軍地区、ホワイト・ビーチ貯油施設、嘉手納第2サイト、西原第2陸軍補助施設を統合し、ホワイト・ビーチ地区として提供施設・区域となる。ホワイト・ビーチ港海軍施設

	設の一部約275,000㎡を海上自衛隊沖縄基地隊に引き継ぐ。
昭和48年5月1日	沖縄返還協定了解覚書B表に基づき、旧西原第2陸軍補助施設約134,000㎡が、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場として引き継がれる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地約221,000㎡の無条件返還を合意。
昭和50年4月4日	工場施設として、建物約1,200㎡と工作物（給水設備等）を追加提供。
昭和51年12月31日	第15回安保協了承の土地約221,000㎡(旧嘉手納第2サイトメースB基地部分)を返還。
昭和58年8月11日	給油施設として、工作物（給油装置）を追加提供。
昭和62年2月5日	貯油施設として、建物約550㎡と工作物（貯油槽等）を追加提供。
昭和63年2月10日	隊舎等として、建物約710㎡と工作物（下水管等）を追加提供。
平成3年6月26日	保安用地として、土地約12,000㎡を追加提供。
平成4年9月24日	工場として、建物約670㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年3月31日	住宅用地約150㎡を返還。
平成10年3月26日	倉庫として、建物約6,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年3月31日	町道用地約2,000㎡を返還。
平成10年8月31日	県道与那城具志川線用地約9,000㎡を返還。
平成13年3月22日	隊舎等として、建物約2,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：港湾施設、宿舎、管理事務所、貯油施設及びミサイル・サイト

使用条件： 合衆国軍は、水域の第1区域、第2区域及び配水管区域を継続的に、第3区域及び第4区域を必要のつど、第5区域及び第6区域を6時から18時まで月平均12日、1年につき144日を越えない範囲でそれぞれ使用する。合衆国軍は、水域の第6区域の使用期間中本区域に訓練に参加していない船舶その他の船艇が侵入していないことを確認する。

本施設及び区域の上空については、2,000フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

オ 施設の現状及び任務

勝連半島の先端部に位置するこの施設は、在沖米海軍艦隊活動司令部の管理下にあつて、幅24m、長さ850mの米海軍A棧橋、幅24m、長さ450mの米陸軍B棧橋の2つの棧橋がある。主として、第7艦隊の兵站支援港、同艦隊第76機動部隊第1水陸両用部隊の母港として、燃料及び物資の補給や軍需物資の積み降ろし港として使用されている。

この施設には、そのほかに兵員の保養のための宿泊施設、クラブ、PX、テニスコート等の施設が完備されている。

施設の北西、県道8号線沿いに面した地域は、米陸軍第505燃料大隊が管理するタンクファームで、船舶への燃料補給用のタンク11基がある。

また、原子力軍艦が休養、補給及び維持のために寄港するほか、平成12年7月の強襲揚陸艦工セックスの長崎県佐世保基地への配備に伴い、同艦の洋上訓練の際の兵員、装備、弾薬等の補給基地として同艦が寄港するようになった。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
勝連町	水道管用地	1千㎡	昭47.5.15

	送水管用地	0千㎡	昭50.12.4
	排水路用地	1千㎡	昭57.4.8
	送・配水管及び配水池等施設用地	1千㎡	平10.2.4
海上自衛隊	港湾施設用地	150千㎡	昭47.5.15
	警衛所等用地	1千㎡	昭55.1.26
	海洋観測所用地	70千㎡	昭58.1.27
文部科学省	自動警報装置及びケーブル埋設用地	0千㎡	昭53.4.1
	モニタリングポスト用地	0千㎡	昭54.8.30
	モニタリングポスト収納庫用地等	0千㎡	昭61.11.17
中部北環境施設組合	給水管用地	1千㎡	昭54.4.1
陸上自衛隊	給水施設用地	0千㎡	平4.5.14
計 6人	13件	225千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) ホワイト・ビーチ地区の所在する勝連町の面積は13.71k㎡、平成14年9月末の人口は14,388人である。同町には、ホワイト・ビーチ地区の他に浮原島訓練場(地位協定第2条第4項(b)提供)と津堅島訓練場があり、町面積に占める米軍基地の割合は、13.4%にのぼる。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場、陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場及び海上自衛隊沖縄基地隊も所在するため、防衛施設に占める割合は、15.5%になる。

与那城町の面積は19.05k㎡、平成14年9月末の人口は13,341人である。

(イ) この施設は、原子力潜水艦の寄港地にもなっており、復帰後、平成14年12月末現在で寄港回数は191回となっている。同艦の入港は、放射能汚染等の不安を県民に与えている。

昭和57年から60年にはまったく寄港しない年もあったが、昭和62年以降は増減を繰り返しながら全体的に増加傾向にある。

(ウ) 昭和49年に、海上自衛隊沖縄基地隊の送信所建設がタンクファーム地域の一角に予定されていたが、電波障害等の懸念から、地主会及び付近住民の反対により中止になった。

ク 返還後の跡地利用計画

施設返還後の跡地利用については、勝連町においては具体的な計画は策定されていないが、平成11年3月に策定された勝連町軍用地跡地利用計画の中で、住宅地区の整備が適切と考えるとの方向性が出されている。

与那城町においては、軍用地面積が小さく、独自の利用計画は作成されていない。

(6) FAC 6084 黄尾嶼射爆撃場 (Kobi Sho Range)

ア 施設の概要

(ア) 所在地：石垣市（字登野城）

(イ) 面積：874千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
石垣市	-	-	-	874	874

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物：なし

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：海軍

ウ 沿革

昭和31年 海軍の射爆撃場として使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：空対地射爆撃場

使用条件：合衆国軍は、航空機に整備されるすべての在来型弾薬を使用する空対地射爆撃を行うことができる。

合衆国軍は、射爆撃場内に訓練に参加していない船舶及び航空機が侵入していないことを確認する。

オ 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、八重山群島の北北西約150kmに点在する尖閣諸島に属する無人島にあり、那覇の西南西約438kmに位置している。

島全体が射爆撃場で、米海軍による空対地射爆撃訓練に使用されることになっているが、昭和54年以降、訓練は行われていない。

カ 共同使用の現況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)：なし

(イ) 地位協定第2条第4項(b)：なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 黄尾嶼射爆撃場の所在する石垣市の面積は228.93 k㎡、平成14年9月末の人口は45,169人である。同市には、黄尾嶼射爆撃場の他に赤尾嶼射爆撃場があり、市面積に占める米軍基地の割合は、0.4%である。

(イ) 尖閣諸島周辺地域は、カツオ、マグロ、マチ、タイ類等の格好の漁場となっている。

ク 返還後の跡地利用計画

行政サイドにおける跡地利用計画は、特になし。

(7) FAC 6085 赤尾嶼射爆撃場 (Sekibi Sho Range)

ア 施設の概要

(ア) 所在地：石垣市（字登野城）

(イ) 面積：41千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
石垣市	41	-	-	-	41

(ウ) 地主数：国有地

(エ) 年間賃借料：（国有地）

(オ) 主要建物及び工作物：なし

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：海軍

ウ 沿革

昭和31年3月27日 海軍の射爆撃場として使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：艦対地及び空対地射撃場

使用条件： 合衆国軍は、水域を月平均15日、1年に180日を越えない範囲で使用する。

合衆国軍は、あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する。

合衆国軍は、射爆撃場内に、訓練に参加していない船舶及び航空機が侵入していないことを確認する。

オ 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、八重山群島の北北西約150kmに点在する尖閣諸島に属する無人島にあり、那覇の南西約346kmに位置している。

島全体が射爆撃場となっており、米海軍による空対地射爆撃訓練場及び艦対地射爆撃訓練場として使用されることになっているが、昭和54年以降、訓練は行われていない。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）： なし

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

黄尾嶼射爆撃場と同様に尖閣諸島の一つである赤尾嶼一帯は、カツオ、マグロ、マチ、タイ類等の格好の漁場であり、伊良部町漁協から県に対し、演習の中止、延期あるいは期間の短縮について那覇防衛施設局への申し入れの要請があり、県の対応により、昭和53年10月9日～10月24日までの演習予定が中止されたことがある。

ク 返還後の跡地利用計画等

行政サイドにおける跡地利用計画は、特になし。

(8) FAC 6088 沖大東島射爆撃場 (Oki Daito Jima Range)

ア 施設の概要

(ア) 所在地：北大東村（字ラサ）

(イ) 面積：1,147千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北大東村	-	-	-	1,147	1,147

(ウ) 地主数：1人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物：なし

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：海軍

ウ 沿革

昭和33年12月18日 海軍の射爆撃場として使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：艦対地及び空対地射撃場

使用条件： 合衆国軍は、水域を月平均15日、1年に180日を越えない範囲で使用する。

合衆国軍は、あらゆる艦船用の在来型弾薬を使用する艦対地射撃及びあらゆる航空機用の在来型弾薬を使用する。

合衆国軍は、射爆撃場内に、訓練に参加していない船舶及び航空機が侵入していないことを確認する。

オ 施設の現状及び任務

この射爆撃場は、那覇の南東約408kmの太平洋上に位置し、島全体が射爆撃場となっており、米海軍による空対地射爆撃訓練場として使用されている。

平成9年10月19日、石垣港の南西約6.5キロメートルの地点で、航行中の船員により、直径70センチメートル、長さ4.8メートルの米軍航空機の燃料タンクが発見され拾得された。同タンクは、同年9月20日、沖大東島射爆撃場の上空において航空機の訓練の際に公海上で投棄された2つのタンクのうちの1つであることが判明した。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）： なし

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 沖大東島射爆撃場の所在する北大東村の面積は13.10 k㎡、平成14年9月末の人口は571人であり、村面積に占める米軍基地の割合は、8.8%である。

(イ) この施設は復帰の際国有地として扱われ、防衛施設庁が地主との賃貸借契約なしに1年間も賃借料を支払わずに使用し、昭和48年10月12日になって民有地として訂正されたいきさつがある。

ク 返還後の跡地利用計画

行政サイドにおける跡地利用計画は、特になし。